

内部事務のセンター化の実施について

内部事務のセンター化の概要

東京国税局では、内部事務の効率化・高度化を図るとともに、納税者利便の向上や外部事務（調査・徴収事務）の充実・高度化を目指し、「税務署事務処理センター」を設置して複数の税務署（対象署）の内部事務^(※)を集約処理する「内部事務のセンター化」の試行に取り組んでおります。

令和3年7月からは、「税務署事務処理センター」を「東京国税局業務センター」（仮称）に改称し、国税局の組織とするなど組織の体制を変更した上で、一部の税務署を対象とした「内部事務のセンター化」を実施します（実施状況は別紙のとおり）。

（※） 内部事務とは、例えば、申告書の入力処理、申告内容等についての照会文書の発送などの事務をいいます。

ご留意いただきたい事項

- 「内部事務のセンター化」の対象となっている税務署（対象署）に別紙に記載の開始時期以降に申告書、申請書等を提出される場合は、次のとおり御対応いただきますようお願いいたします。
 - e-Tax（データ）により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信願います。
 - 書面により提出する場合は、郵送でセンターへ送付願います。
- 書面の申告書・申請書等をセンターへ直接持ち込むことはできません。
- 「内部事務のセンター化」は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありませんが、内部事務を処理するため、納税者や税理士の皆様に対し、センターから電話や文書により問合せをさせていただくことがございます。なお、センターから送付する文書によっては、行政指導の責任者が国税局長となる場合がございます。
- センターでは電話による税務相談や申告書、申請書等の用紙の送付は行っておりませんので、電話相談センター又は所轄税務署にお問合せください。
- 納税証明書の交付や現金領収、面接による相談等の窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。
- 令和3年7月からは、酒税関係事務についても「内部事務のセンター化」を実施します。また、令和3年5月から、甲府事務処理センターにおいて、酒税関係事務の試行を開始することとしております。

東京国税局業務センター（仮称）の設置場所及び対象署等

名称（仮称）	開始時期	センター設置場所	対象署
東京国税局業務センター	平成29年10月	〒110-8655 東京都台東区池之端 1丁目2番22号 上野合同庁舎	小石川・本郷・東京上野・ 浅草・本所・向島
東京国税局業務センター 渋谷分室	平成30年7月	〒150-8060 東京都渋谷区宇田川町 1番10号 渋谷地方合同庁舎	渋谷
東京国税局業務センター 甲府分室	令和元年10月	〒400-8541 山梨県甲府市丸の内 1丁目1番18号 甲府合同庁舎	甲府・山梨・大月・鰍沢
<u>東京国税局業務センター 芝分室</u>	<u>令和3年7月</u>	<u>〒108-8412</u> <u>東京都港区芝</u> <u>5丁目8番1号</u>	芝
<u>東京国税局業務センター 武藏府中分室^(※1)</u>	<u>令和3年7月</u>	<u>〒183-8510</u> <u>東京都府中市本町</u> <u>4丁目2番地</u>	武藏府中・日野
<u>東京国税局業務センター 横浜南分室</u>	<u>令和3年10月</u>	<u>〒236-8550^(※4)</u> <u>神奈川県横浜市金沢区</u> <u>並木3丁目2番9号</u>	横浜中・横浜南
<u>東京国税局業務センター 千葉西分室^(※2)</u>	<u>令和3年12月^(※3)</u>	<u>〒262-8502^(※4)</u> <u>千葉県千葉市花見川区</u> <u>武石町1丁目520番地</u>	千葉東・千葉西
東京国税局業務センター 浅草分室	平成30年7月	浅草署内	全署（法人課税事務）
東京国税局業務センター 荻窪分室	令和元年10月	荻窪署内	全署（資産課税事務）

※1 「対象署」欄記載の対象署以外に全署（個人課税事務）を対象とした行政指導事務等の集約処理を担当するセンターを示す。

2 「対象署」欄記載の対象署以外に全署（資料情報事務）を対象とした行政指導事務等の集約処理を担当するセンターを示す。

3 全署（資料情報事務）を対象とした行政指導事務等の集約処理を担当するセンターについては、令和3年7月から東京国税局業務センター千葉西分室として業務を実施します。

4 郵便番号について、現在、個別郵便番号の取得請求を行っております。

5 網掛は、行政指導事務等の集約処理のみを担当するセンターを示す。

6 下線は、令和3年7月以降に新たに追加するセンター及び対象署を示す。